

各 位

会 社 名 株式会社丸千代山岡家
代 表 者 名 代表取締役社長 山岡 正
(J A S D A Q ・ コード 3 3 9 9)
問 合 せ 先 経営企画室長 渡部 哲寛
T E L 029-896-5800

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 30 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 21 年 4 月 24 日開催予定の第 16 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業環境の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)に店舗用設備、什器、備品の売買及び仲介を追加するものであります。
- (2) 平成 18 年 5 月 1 日施行の「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)により端株制度が廃止されましたが、当社株式には端株が存在しないことから、端株に関する一切の規定が不要であるため、規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
 - ① 端株の存在を前提とした規定が不要であるため、現行定款第 8 条(株主名簿管理人)第 3 項、第 9 条(株式取扱規則)第 1 項、第 35 条(剰余金の配当)に、所要の変更を行うものであります。
 - ② その他、条文の削除に伴い、条文の調整等、整備を行うものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日より施行となり、上場会社の株式は振替株式へと変更された(いわゆる「株券電子化」をいいます。)ことから、株券の存在を前提とした規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日において「株券を発行する旨の定款の定め」を設けている株式の発行者は、その株式につき、施行日を効力発生日とする「株券を発行する旨の定款の定め」を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされることから、現行定款第 6 条(株券の発行)を削除するものであります。
 - ② 株券電子化により株券は無効となり、株券喪失登録簿に関する規定が不要となるため、現行定款第 8 条(株主名簿管理人)第 3 項の「株券喪失登録簿」の文言を削除するものであります。なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行

- ③ 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)は廃止され、実質株主に関する規定が不要となるため、現行定款第8条(株主名簿管理人)、第10条(基準日)第1項に、所要の変更を行うものであります。
 - ④ その他、条文の削除に伴い、条数の調整を行う等、規定の整備を行うものであります。
- (4) 当社は、平成21年1月末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく会計監査人を新たに設置することにより、コーポレートガバナンス体制の強化を図るため、規定の新設を行うものであります。
- ① 第6章に会計監査人を新設し、会計監査人に関する条文を新たに追加するものであります。
 - ② その他、条文の削除に伴い、条数の調整を行う等、規定の整備を行うものであります。

2. 日程

| | |
|-------------------|------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成21年4月24日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成21年4月24日 |

3. 変更の内容

別紙内容に記載の通り。

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食店の経営 2. 食材の製造及び販売 3. 清涼飲料水及び食料品の販売 4. フランチャイズチェーンによる飲食店の加盟店の募集及び指導 5. 損害保険代理業 (新 設) <p>6. 前各号に関連する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿、株券喪失登録簿並びに新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、端株原簿への記載または記録、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は株主名簿管理人において取り扱い、当社では取り扱わない。 <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付、端株原簿への記載または記録、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株または新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令及び本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。 | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食店の経営 2. 食材の製造及び販売 3. 涼飲料水及び食料品の販売 4. フランチャイズチェーンによる飲食店の加盟店の募集及び指導 5. 損害保険代理業 6. <u>店舗用設備、什器、備品の売買及び仲介</u> 7. 前各号に関連する一切の事業 <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人において取り扱い、当社では取り扱わない。 <p>(株式取扱規則) 第8条 当社の株式及び新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>第11条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> | <p>第10条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人 (<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第33条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第34条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第35条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は前項の株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> |
| <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 当社は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対して剰余金の期末配当を行うことができる。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、毎年7月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、会社法第454条第5項の規定に従い、中間配当を行うことができる。</p> | <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 当社は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の期末配当を行うことができる。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、毎年7月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定に従い、中間配当を行うことができる。</p> |
| <p>(除斥期間等)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(除斥期間等)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人において取り扱い、当社はこれを取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。</u></p> |